

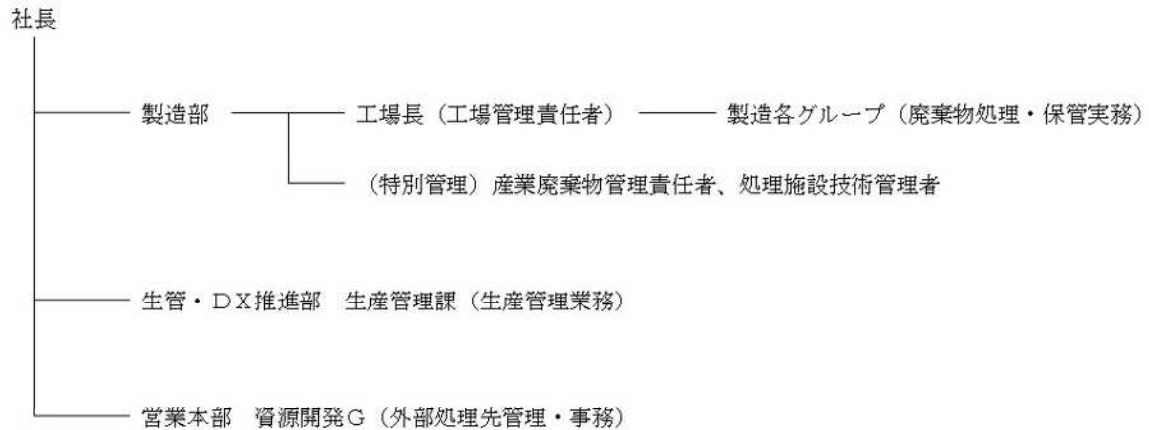
様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和7年 6月 27 日	
愛知県知事 殿	
提出者 住 所 愛知県刈谷市一里山町深田15番地 氏 名 三和油化工業株式会社 代表取締役 柳 均 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0566-35-3021	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	三和油化工業株式会社
事業場の所在地	愛知県刈谷市一里山町深田15番地
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	16：化学工業
② 事業の規模	製造品出荷額：587,339万円
③ 従業員数	333人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	○洗淨水・使用済み副資材等（廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥） 中間処理業者に委託して焼却、もしくは再生処理業者に委託してセメント原料として再資源化 ○空フレコン等（廃プラスチック類） 中間処理業者に委託して圧縮、破碎後、燃料として再資源化 ○その他（金属くず・廃プラスチック類、ガラス陶磁器くず） 中間処理業者に委託して破碎・混練後、有用物回収または燃料・セメント原料等として再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	別紙のとおり		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	別紙のとおり		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラス陶磁器くず等はそれぞれに分別し、保管している
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状の分別を継続する

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	別紙のとおり		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	別紙のとおり		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
別紙のとおり			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
別紙のとおり			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	別紙のとおり		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	別紙のとおり		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	別紙のとおり		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	別紙のとおり		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の八(第八条の四の五関係) 別紙

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項										
①現状	【前年度(令和6年度)実績】									
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラスチック類	ガラス陶磁器くず	燃え殻	廃プラスチック類、金属くず、ろうは陶磁器くず、木くず、紙くず	金属くず・廃プラスチック類	
	排出量	944 t	20,547 t	10,080 t	18 t	12 t	199 t	2 t	4 t	
	(これまでに実施した取組) ・生産計画の見直しにより、生産品目切替時の設備洗浄廃水を削減した ・蒸留回収率向上の取り組みにより、廃棄物の発生を抑制した ・酸の抽出工程改善により、廃棄物の発生を抑制した									
②計画	【目標】									
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラスチック類	ガラス陶磁器くず	燃え殻	廃プラスチック類、金属くず、ろうは陶磁器くず、木くず、紙くず	金属くず・廃プラスチック類	
	排出量	1,000 t	21,000 t	10,000 t	15 t	10 t	200 t	5 t	5 t	
	(今後実施する予定の取組) ・回収率向上を目的とした、蒸留設備への追加設備投資を行う ・設備切替によるロスを減少させるため、社内情報共有と生産指示系統の強化を行う ・設備洗浄廃水の再利用を検討する									

様式第二号の八(第八条の四の五関係) 別紙

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項									
①現状	【前年度(令和6年度)実績】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラスチック類	ガラス陶磁器くず	燃え殻	廃プラスチック類、金属くず、ガラス陶磁器くず、木くず、紙くず	金属くず・廃プラスチック類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	7,800 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)								
	・産業廃棄物処理施設を活用して、再生燃料化を行った								
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラスチック類	ガラス陶磁器くず	燃え殻	廃プラスチック類、金属くず、ガラス陶磁器くず、木くず、紙くず	金属くず・廃プラスチック類
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	8,000 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)								
	・設備投資を行い、幅広い種類の廃棄物の処理に対応させ、廃棄物を有効利用する								

様式第二号の八(第八条の四の五関係) 別紙

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項										
①現状	【前年度(令和6年度)実績】									
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラスチック類	ガラス陶磁器くず	燃え殻	廃ガラス(砕け屑、破片等、 ガラス陶磁器くず、木くず、紙くず)	金属くず・廃プラスチック類	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	7,500 t	400 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0 t	7,500 t	400 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	
	(これまでに実施した取組) ・熱回収施設で廃棄物を焼却処理するとともに、発生した蒸気を回収し、蒸留設備のエネルギー源として利用 ・熱回収施設のメンテナンス回数を減らす工程改善により、稼働時間および熱回収量を増加させた									
②計画	【目標】									
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラスチック類	ガラス陶磁器くず	燃え殻	廃ガラス(砕け屑、破片等、 ガラス陶磁器くず、木くず、紙くず)	金属くず・廃プラスチック類	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	7,800 t	300 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	7,800 t	300 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	
	(今後実施する予定の取組) ・熱回収施設でのエネルギー利用を継続する ・熱回収施設への投入数量を増加させるために、廃棄物の仕分けを強化する									

様式第二号の八(第八条の四の五関係) 別紙

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項										
①現状	【前年度(令和6年度)実績】									
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラスチック類	ガラス陶磁器くず	燃え殻	廃プラスチック類、金属くず、ガラス陶磁器くず、木くず、紙くず	金属くず・廃プラスチック類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	
	(これまでに実施した取組)									
②計画	【目標】									
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラスチック類	ガラス陶磁器くず	燃え殻	廃プラスチック類、金属くず、ガラス陶磁器くず、木くず、紙くず	金属くず・廃プラスチック類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	
	(今後実施する予定の取組)									

様式第二号の八(第八条の四の五関係) 別紙

産業廃棄物の処理の委託に関する事項									
①現状	【前年度(令和6年度)実績】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラスチック類	ガラス陶磁器くず	燃え殻	炭アスベスト類、金属くず、 ガラス陶磁器くず、木くず、紙くず	金属くず・廃プラスチック類
	全処理委託量	944 t	5,247 t	9,680 t	18 t	12 t	199 t	2 t	4 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	250 t	5,247 t	7,496 t	1 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	694 t	0 t	2,185 t	17 t	12 t	199 t	2 t	4 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)									
・自社での中間処理により、売却できるモノへの付加価値向上を進めている ・できる限り優良認定業者や熱回収認定を取得した処理業者へ処理委託している ・委託先処理業者へ実地確認を年1回実施し、適正な処理が行われているか確認している									

様式第二号の八(第八条の四の五関係) 別紙

[illegible]